

## おかやま円卓会議の設置に関する規約

### (設 置)

第1条 岡山県における地域創生，並びにグローバル化への対応を視座に置いた人材教育の推進に資するため，おかやま円卓会議（以下「円卓会議」という。）を設置する。

### (目 的)

第2条 円卓会議は，おかやま地域発展協議体からの意見具申に基づき，地域課題の解決のため，持続的かつ戦略的に地域創生活動に取り組み，それを推進することを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 円卓会議は，次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 岡山における地域創生に関すること
- 二 次代を担う人材教育に関すること
- 三 グローバル化への対応に関すること
- 四 その他まちづくりの推進に関すること

### (組 織)

第4条 円卓会議は，次の各号に掲げる者で組織するものとする。

- 一 岡山県商工会議所連合会の代表
- 二 一般社団法人岡山経済同友会の代表
- 三 一般社団法人岡山県銀行協会の代表
- 四 岡山県知事
- 五 岡山市長
- 六 倉敷市長
- 七 山陽新聞社の代表
- 八 岡山大学長
- 九 その他座長が必要と認める者

### (役 員)

第5条 円卓会議に次の役員を置く。

- 一 座長 1名
- 二 副座長 1名
- 2 座長は，会議メンバーのうちから互選により選出する。
- 3 副座長は座長が指名する。
- 4 座長の任期は，1年間とする。ただし，再任を妨げない。

### (役員の仕事)

第6条 座長は、円卓会議を代表し、会務を総理する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、副座長がその職務を代理する。

(招集)

第7条 会議は、必要に応じ座長が招集する。

(意見の聴取)

第8条 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 円卓会議の事務局は、岡山大学に置く。

(庶務)

第10条 円卓会議の庶務は、岡山大学図書館・公共知共創管理統括部公共知共創課において行う。

(会計)

第11条 円卓会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(設立年月日)

第12条 円卓会議は、平成28年10月1日に設立する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

(施行期日)

この規約は、平成28年10月1日から施行する。

この規約は、令和元年7月1日から施行する。

この規約は、令和8年4月1日から施行する。